

佐賀県立博物館処務規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第四十五号

佐賀県立博物館処務規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県立博物館（以下「博物館」という。）の組織等に関する必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 博物館に次の課を置く。

総務課

学芸課

(分掌事務)

第三条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 人事、庶務及び会計に関すること。
- 二 文書の收受、発送、整理及び保存に関すること。
- 三 公印の管守に関すること。
- 四 佐賀県博物館及び美術館協議会に関すること。
- 五 財産の管理及び館内の取締りに関すること。
- 六 美術館の人事、庶務及び会計に関すること。
- 七 美術館の財産の管理（施設の使用許可に係るものを除く。）及び館内の取締りに関すること。
- 八 その他学芸課の所管に属しない事務に関すること。

学芸課

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。
- 二 博物館資料の利用に対する説明、助言及び指導に関すること。
- 三 博物館資料の調査及び研究に関すること。
- 四 博物館資料の案内書、解説書、目録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布に関すること。
- 五 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の主催及びその開催援助に関すること。
- 六 美術館資料の保管に関すること。
- 七 他の博物館との情報の交換及び博物館資料の相互貸借等に関すること。
- 八 他の教育機関等との協力及び援助に関すること。

(職制)

第四条 博物館に館長及び副館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 副館長は、館長を助け、館務を整理し、館長不在のときは、その職務を代行する。

4 副館長は、前項の規定により代行した事項について必要があると認められるものは、速やかに館長の後閲を受けなければならない。

第五条 課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受けて、その課の事務を掌理する。

3 館長及び副館長がともに不在のときは、総務課長がその職務を代行する。

4 総務課長は、前項の規定により代行した事項について必要があると認められるものは、速やかに館長の後閲を受けなければならない。

第六条 課に係長を置くことができる。

2 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。

第七条 前二条に定める者のほか、博物館に課長及び係長を置くことができる。

- 2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、博物館の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

(館長の専決事項)

第八条 館長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。

- 一 職員の事務分掌に関すること。
- 二 職員の旅行を命令すること。
- 三 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、特別休暇(裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。)及び引き続き十日以内の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第一項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。
- 四 職員の週休日の振替並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関すること。
- 五 職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関すること。
- 六 佐賀県情報公開条例(昭和六十二年佐賀県条例第十七号)に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例(平成十三年佐賀県条例第三十七号)に基づく個人情報の開示の決定等に関すること。
- 七 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例(昭和五十八年佐賀県条例第七号)第三条第二項第一号及び第二号に掲げる者の観覧料の免除並びに同条例第七条の規定に基づく施設使用料の減免に関すること。
- 八 その他軽易な事項に関すること。
- 2 副館長、課長及び係長は、館長が専決することができる事務のうち、館長が定めるものを専決することができる。

3 館長は、第一項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、文化・スポーツ部長に報告しなければならない。

(警備防災の計画)

第九条 館長は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、文化・スポーツ部長に報告しなければならない。

(附属設備使用料の額)

第十条 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例(昭和五十八年佐賀県条例第七号。以下「使用料条例」という。)第五条に規定する規則で定める附属設備使用料の額は、別表第一のとおりとする。

(施設使用料の減免)

第十一条 使用料条例第七条各号のいずれかに該当する場合の施設使用料は、同条第一号に該当する場合は当該施設使用料の百分の五十に相当する額とし、同条第二号に該当する場合は当該施設使用料の全額を免除し、同条第三号に該当する場合は当該施設使用料の百分の三十に相当する額とする。

2 使用料条例第七条第一号又は第二号の規定により施設使用料の減額又は免除を受けようとする者は、施設使用料減免申請書(様式第一号)を博物館長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第十二条 使用料条例第八条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(様式第二号)を博物館長に提出しなければならない。

(補則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、博物館の組織等に関し必要な事項については、館長が別に定める。

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

別表第1（第11条関係）

附属設備使用料

	区分	単位	使用料（円）	摘要
展示用器具	移動用展示ケース（大）	1台	310	
	”（中）	1台	260	
	”（小）	1台	210	
	移動用のぞきケース(三角両面)	1台	150	
	”（三角片面）	1台	100	
舞台大道具	所作台	1式	2,100	19台
	平台	1台	100	
	松羽目	1式	1,050	
	山台用毛せん	1枚	100	
	山台用長ふとん	1枚	100	
	人形立	1本	100	
	木支木	1本	100	
	金支木	1本	100	
	雪かご	1式	310	3個
	浅黄幕	1式	510	
	紗幕	1枚	510	
	地がすり	1枚	310	
	金屏風	1双	1,050	
		1隻	510	
	上敷	1枚	100	
	指揮者台	1台	100	
	指揮者用譜面台	1台	100	
	プログラムスタンド	1台	100	
	演台	1式	510	花台、脇台付
	司会卓	1台	210	マイク付
仮設能舞台	1式	5,250		
舞台用マット	1式	310	15枚	

舞台照明器具	ボーダーライト	1 回路	310	200W 15 灯
	アッパーホリゾンライト	1 回路	310	200W 18 灯
	ロアーホリゾンライト	1 回路	310	200W 18 灯
	フットライト	1 回路	210	60W 24 灯
	サスペンションライト	1 灯	210	1 kW
	シーリングライト	1 灯	210	1 kW
	サイドスポットライト	1 灯	210	1 kW
	トーメンタルスポットライト	1 灯	210	1 kW
	移動用スポットライト (1 kW)	1 灯	210	スタンド付
	” (500W)	1 灯	150	ハロゲン スタンド付
	ストリップライト (A)	1 本	210	ハロゲン 100W 12 灯
	” (B)	1 本	150	ハロゲン 100W 6 灯
	ピンスポットライト	1 台	830	HN1 1.2kW
	エフェクトマシン	1 台	510	先玉、ディスク
	センターレスダブルマン	1 台	510	先玉、ディスク
	オーロラマシン	1 台	510	
	ストロボスコープ	1 台	830	2 体向用
	ミラーボール	1 式	310	スボックス 500W 2 台付
	フロアーコンセント	1 個	100	1 kW まで

舞台音響器具	拡声装置	1 式	1,560	
	固定用レコードプレーヤー	1 台	510	
	” オープンテーブル コーダー	1 台	510	
	” カセットテープレ コーダー	1 台	310	
	移動用レコードプレーヤー	1 台	310	
	” カセットテープレ コーダー	1 台	310	
	ハネ返りスピーカー	1 台	510	ステージスピーカー 兼用
	コンデンサーマイク	1 本	410	
	ダイナミックマイク (A)	1 本	210	拡声用、ボーカル用
	” (B)	1 本	310	プロ用
	ワイヤレスマイク	1 本	510	
	サブミキサー	1 台	510	12 チャンネル
	マルチコネクターボックス	1 台	310	12 チャンネル用 コード付
	音響反射板	1 式	2,100	300W 28 灯付
	16m / m 映写機	1 台	1,560	1 kW クセノン
	スライド映写機	1 台	510	350W クセノン
	ピアノ	1 台	4,200	調律料は含まない。
	電動三点つりマイク	1 式	1,050	

- 注 1 展示用器具は、1 日（午前 9 時 30 分から 18 時までをいう。）当たりの料金である。
- 2 舞台大道具、舞台照明器具及び舞台音響器具は、1 区分（9 時から 12 時まで、13 時から 17 時まで、18 時から 22 時までのそれぞれの時間帯ごとの区分をいう。）ごとの料金である。
- 3 プラスター等の消耗器材費は、別途実費を徴収する。
- 4 美術館ホールの附属設備を使用する場合において、使用料条例別表第 2 に規定する使用単位の時間を超えて使用したときは、超過した 1 時間につき当該附属設備についてこの表に規定する使用料の 30 パーセントの額を徴収する。この場合において、その超過した時間に 1 時間に満たない端数があるときは 30 分に満たない時間は切り捨て 30 分以上は 1 時間とし、算定して得た額に 100 円未満の端数があるときは 50 円未満は切り捨て 50 円以上は 100 円とする。

様式第1号(第12条関係)

施設使用料減免申請書

年 月 日

佐賀県立博物館長 様

申請者 住所(団体にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

下記のとおり施設使用料の減額免除を受けたいので申請します。

使用日時	平成 年 月 日(曜日) 時 分から 平成 年 月 日(曜日) 時 分まで		
使用する施設			
使用目的(行事の名称等)			
減額免除を申請する理由			
施設使用料	減免前の金額	減免する金額	徴収する金額

様式第2号(第13条関係)

使用料還付請求書

年 月 日

佐賀県立博物館長 様

請求者住所(団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名) 印

下記のとおり使用料の還付を受けたいので請求します。

許可番号	第 号
許可年月日	平成 年 月 日
還付を受けようとする理由	
還付を受けようとする金額	金 円
備考	